

令和6年度 第2回鈴鹿市地域ケア推進会議 議事概要

日時 令和6年10月17日(木) 午後3時00分～午後4時30分

場所 男女共同参画センター 3階ホール

出席委員：19名

藤原 芳朗(会長・議長)、藤田 浩弥(副会長)、辻川 真弓、林 竜一郎、
吉田 ひとみ、菊山 佳昌、磯村 久美、長谷川 友子、寺田 隆、
伊藤 健司、伊藤 壽一、吉村 貴、藤林 由紀、平川 風沙、
渥美 大輔、飯田 敦子、中条 裕、菅谷 信之、岸 俊子

事務局：23名

江藤 大輔(健康福祉部長)
小林 佐織(健康福祉部次長兼社会福祉事務所長)
中上 陽子(健康福祉部長寿社会課長)
笠井 亨(健康福祉部長寿社会課管理グループリーダー)
永田 健太郎(健康福祉部長寿社会課高齢者福祉グループリーダー)
小比賀 清佳(健康福祉部長寿社会課高齢者福祉グループ)
伊藤 美宮(健康福祉部長寿社会課高齢者福祉グループ)
山中 尚美(健康福祉部長寿社会課地域包括ケアシステム推進室長)
平野 映美(健康福祉部長寿社会課地域包括ケアシステム推進室)
伊藤 峻(健康福祉部長寿社会課地域包括ケアシステム推進室)
相良 大輝(健康福祉部長寿社会課地域包括ケアシステム推進室)
宮崎 博子(健康福祉部長寿社会課地域包括ケアシステム推進室)
清水 かづき(健康福祉部地域医療推進課長)
高崎 知奈美(健康福祉部保険年金課長)
中村 慎也(健康福祉部保険年金課資格給付グループリーダー)
山本 章善(危機管理部防災危機管理課長)
伊藤 克哉(危機管理部防災危機管理課防災グループリーダー)
古市 真弘(鈴鹿市基幹型地域包括支援センター長)
野村 浩美(鈴鹿市基幹型地域包括支援センター)
田中 真理子(鈴鹿市基幹型地域包括支援センター)
菅井 北斗(鈴鹿市基幹型地域包括支援センター)
田中 浩樹(鈴鹿市社会福祉協議会地域福祉課地域福祉グループリーダー・
第1層生活支援コーディネーター)
佐藤 秀人(鈴鹿市社会福祉協議会地域福祉課権利擁護グループリーダー)

《会議の概要》

- 1 あいさつ
健康福祉部長あいさつ
- 2 事務連絡

3 議事

(1) 会議の公開について

【会長・議長（藤原）】

会議の公開について事務局より説明願います。

【事務局（山中）】

「会議の公開について」説明いたします。本会議におきましては、原則公開としております。本日の傍聴人は0人です。

本会議の開催につきましては、市広報、市ウェブサイトにおいて、事前に公表しております。会議録及び会議資料につきましても、市ウェブサイトにおいて公開してまいります。

なお、会議録を作成するため、録音をさせていただきたいと存じますが、この録音は、会議録作成にのみ使用し、会議録の作成が済みましたら消去いたしますので、御了承賜りますようお願いいたします。

また、委員の皆様には、発言の際にお名前をおっしゃってからお話しいただきますと、議事録作成の関係で、大変助かりますので、御協力をお願いします。

では、録音ボタンを押させていただきます。

・・・録音開始・・・

(2) 報告事項

① 身寄りのない高齢者の身元保証と金銭管理等について

【会長・議長（藤原）】

それでは引き続き、議事の(2) 報告事項 について事務局より説明いただきますが、質問は後ほどまとめてうかがいますので、よろしくお願いします。では、事務局お願いします。

【事務局（山中）】

それでは、報告事項 ①身寄りのない高齢者の身元保証と金銭管理等について報告いたします。

令和3年度に本協議会から市に提出された「身寄りのない高齢者の身元保証と金銭管理」の意見書において、「実現のための取組」として、「権利擁護体制の強化」、「身元保証がない方の入院・入所に係るガイドラインの作成」、「エンディングノートの活用や ACP の周知啓発等、終活支援の推進」が提案されております。

すので、これらの取組の現在の状況について報告いたします。

事項書の「ア 権利擁護体制の強化」についてですが、今年度から身元保証に関する研究会に、関係機関、団体等から参加いただき、身寄りのない方の支援について検討することとしており、前回の地域ケア推進会議で第 1 回研究会の報告をさせていただきました。

本日は、令和 6 年 10 月 10 日木曜日に開催しました第 2 回身元保証に関する研究会の報告をさせていただきます。

追加資料 1 の 4 会議内容を御覧ください。

まず（１）「身元保証がない方の入院・入所に関するガイドラインについて」、①の最終確認を行いました。案のとおり、加筆修正について特に意見はなく、今回の第 2 回地域ケア推進会議に提案することとなりました。

②のガイドライン確定後の運用に当たっては、勉強会の開催や具体的な事例集を作成するなど、ガイドラインに基づいた支援等を進めること、病院・施設・地域の実務者レベルでの運用を進められるよう経営層への理解を促進すること、ガイドラインを標準化するにあたり、研究会で課題や修正点などを議論しブラッシュアップしていくことなどを確認しました。

次に（２）の身元保証に関する取組・体制等については、「医療ソーシャルワーカーの支援内容が多岐にわたっている現状があり、ガイドラインで対応しきれない様々な個別ケースへの対応について検討する場として研究会を活用してはどうか」、「社協に丸投げするような制度ではなく、行政、くらしサポートセンター、地域包括支援センター等の支援機関と受入機関の病院・施設のチーム体制により支援する仕組みづくりをしてはどうか」などの意見が挙がっています。

今後の方向性として、対象者をどうとらえていくか、どのような支援が必要かを整理し、身元保証の仕組みづくりを進めていくため、この研究会を今後も継続して開催し、検討していく予定をしております。

なお、この研究会に先立ち、病院部会では、7 月に身寄りのない方の身元保証について協議を行い、8 月には鈴鹿市社会福祉協議会とも意見交換会を行っていただいております。

今回の地域ケア推進会議用にまとめていただいたものを追加資料 2・3 としてお配りしておりますので御参照ください。

次に「イ 身元保証がない方の入院・入所に係るガイドラインの作成」について報告いたします。

資料 1 に「身寄りがいない方の入院・入所に関するガイドライン」（案）として配付しております。

このガイドラインについては、前回 6 月 13 日に開催いたしました令和 6 年度

第1回鈴鹿市地域ケア推進会議において、お示しさせていただいた素案を案としております。

先ほど報告いたしましたとおり、身元保証に関する研究会でも検討したところですが、ここで一旦確定稿としてまとめさせていただき、医療機関や介護施設の関係者の方々に向けて発信していければと考えております。現場において運用していただく中で、不十分な点や現状に即していない部分などは今後協議し、実効性の高いものにしていきたいと考えております。

次に「ウ エンディングノートの活用や ACP の周知啓発等、終活支援の推進」について報告いたします。

ACP の周知啓発に関しまして、ACP マニュアルの作成を進めておりますので、現在の状況を地域医療推進課 課長の清水から報告いたします。

【事務局（清水）】

追加資料4 令和6年度 ACP マニュアル（多職種向け）作成に関する事項を御覧ください。

マニュアルの作成目的ですが、書いてありますように、医療機関や在宅医療の場において、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿って、人生の最終段階における医療・ケアに関する意思決定等の際に本人や家族等の相談に乗り、必要に応じて関係者の調整を行う相談員を含む医療・ケアチームへの理解を深めてもらうことで、人生の最終段階における医療・ケアについて本人の意思が尊重される環境整備に資することを目的としています。

マニュアルの概要につきましては、まだ作成途中でこの会議で出すことはできませんが、主な内容としては、ACP の定義、ACP のメリット・デメリット、関与する全職員の基本的な姿勢や心構え、具体的な進め方などが記述される予定で、多職種がこのマニュアルを活用して ACP を推進できるような内容を目指しています。

現在、鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム運営会議に設置されている ACP 委員会が中心となってマニュアルを検討しているところです。

併せまして、鈴鹿市医師会様を中心に月1回の在宅医療登録医会の中で、数か月にわたって内容の読み合わせをしたり、多職種を交えてグループワークを実施したり、マニュアルの中身をより良いものになるよう検討・修正を行っているところです。

また、米印で書いてある ACP 委員会に参画する各部会にもマニュアル案を持ち帰っていただいて、分かりにくい言い回しや専門用語を各職種の目線で平易な言葉に変えていただくなど、マニュアルに自分たちが使いやすいものになるよう修正を加えながら、今年度中の完成を目指して作成しているところでございます。

活動としましては、ACP 委員会を年3回開催する予定で、今年度は7月と10月に既に開催しております。

また、年4回開催する在宅医療ケアシステム勉強会のテーマのうち、1回はACPをテーマに開催することとなっており、11月29日金曜日に開催を予定しているほか、エンドオブライフ・ケア研修というACPを行うためのスキルを養成する研修を10月27日日曜日に開催する予定です。

ACPマニュアルの作成に関する報告については以上です。

(2) 報告事項

② 高齢者のごみ出し問題について（意見書提出）

【事務局（山中）】

続きまして、報告事項 ②高齢者のごみ出し問題について報告いたします。令和5年度の地域ケア推進会議および前回の第1回地域ケア推進会議において委員の皆様にご議論いただきました、「高齢者のごみ出し問題」につきまして、意見書が作成され、先月の9月19日木曜日に、藤原会長と藤田副会長から市長へ御提出いただきましたので、報告いたします。

資料2の「意見書」を御覧ください。

前回第1回会議において、高齢者のごみ出し問題について御協議いただき、委員の皆様から出していただいた御意見をまとめました。鈴鹿市の現状として、単独世帯や高齢者のみの世帯が増加しており、自身でのごみの分別や集積所まで運ぶことが難しくなり、家の中にゴミがあふれて不衛生な環境になることや、無理なごみ出しを続けることで怪我のリスクが高まること、ごみ出し支援を地域の支え合いの仕組みづくりにつなげている地域はあっても、地域差があり担い手不足となっていること、介護保険制度における訪問介護サービスの生活援助によるごみ出し支援については、限られた介護人材で朝の8時前に集中する同一時間帯のごみ出し支援に対応することが困難であることなどが課題であり、課題解決に向けては、超高齢社会に対応したごみ出し支援として、「公助」「自助」「互助」「共助」を組み合わせる総合的に進めていくことを念頭に、市行政及び関係機関、生活援助を提供する事業者、地域住民等が協働で取り組むことが重要であることを示していただきました。

実現のための取組として、ごみ出しに関して少しの助けを必要とする高齢者等を支援するため、住民の支え合いの意識の醸成や、担い手の育成、支え合い活動に取り組むための環境整備に取り組み、地域住民主体の支え合いによるごみ出し支援の仕組みの構築を促して、持続可能な地域づくりを推進すること、それから介護が必要な在宅の高齢者等を支援するため、家庭ごみの戸別収集等の制度を構築すること、という御意見が出されました。

意見書提出に関する報告は以上です。

(2) 報告事項

③ 今後の健康保険証について

【事務局（山中）】

続きまして、③今後の健康保険証についてですが、前回の会議で、検討を行うべき議題について御意見をいただいた際に、議題としてあげていただきましたが、「マイナ保険証について」は現時点での状況を報告事項として保険年金課課長の高崎から説明いたします。

【事務局（高崎）】

現在マイナンバーカードと健康保険証の一体化が進められておりまして、現行の健康保険証の新規発行は本年の12月2日で廃止ということになっております。今後はマイナンバーカードを健康保険証として利用登録をしていただいた、いわゆるマイナ保険証で医療機関などを受診いただくことが基本となっております。

前回の会議で御意見があったと伺っておりますので、今日はその点も初めに話をさせていただきたいと思っております。

それでは、お手元の資料3、順番逆になりますが9ページ目を御覧いただけますでしょうか。こちらに福祉施設におけるマイナ保険証の取り扱いについてスライドをまとめさせていただいております。

福祉施設におけるマイナ保険証の取り扱いについてですが、国におきましては、マイナンバーカードの取得に支援が必要な方に円滑にマイナンバーカードを取得いただけるよう、昨年8月に『福祉施設・支援団体の方向け マイナンバーカード取得・管理マニュアル』を策定しておりまして、関係団体の皆様に通知をしているところでございます。

このマニュアルは、施設などにおける入所の方々のマイナンバーカードの管理や取得、管理のサポートを後押しすることが目的となっております。こちらの9ページにも記載をしておりますとおり、暗証番号の設定が不要なマイナンバーカード、いわゆる顔認証のマイナンバーカードの交付の申請、マイナンバーカードの取得申請に係る市町村職員による出張申請受付、マイナンバーカードの管理などについて、その対応方法などが書かれております。

本市におきましても市内の福祉施設様から御依頼を受けた場合は、戸籍住民課職員が施設様の方に直接出向きまして、マイナンバーカードの取得申請書の記入補助や、顔写真の作成を行うなどの申請サポートを行っているほか、御希望に応じて施設での交付も行っているところでございます。

また、このマニュアルは、マイナンバーカードを保有していない施設利用者の方へ現行の保険証やマイナ保険証の代わりになる資格確認書というものを職権交付させていただくこと、施設の職員の方々がマイナ保険証を保有している施設利用者の申請の希望などを予めお聞きいただいた上で、保険者に対し代理で御申請いただくことを可能とする予定であること、施設で資格確認書を管理していただく際には、現行の健康保険証と同様の対応が可能であるということが記載をされております。

日頃の業務に本当にお忙しい中ではございますけれども、このマニュアルなどもぜひ御活用いただきまして、マイナンバーカードの取得や管理について御対応いただければと思っております。

順番は逆になりましたが、本日の資料には、このマイナンバーカードと健康保険の一体化にあたりまして、国民健康保険の加入の場合を例にとりまして、制度移行の内容と保険者の対応をまとめております。

この地域ケア推進会議の対象となる方々は、後期高齢者医療制度の御加入の方もいらっしゃると思いますが、基本的に保険証に関しては同様の対応となるとお考えいただければと思っております。

それでは戻りまして、資料の2ページを御覧ください。冒頭にも申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症対策の経緯により、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化したことから、令和5年6月にいわゆるマイナンバー法の一部改正が行われまして、令和6年12月2日以降、現行の保険証の発行が廃止されることとなりました。

今後は医療機関等にかかる際には、マイナンバーカードを保険証として利用登録した、いわゆるマイナ保険証を掲示することが主流となり、マイナ保険証を保有されていない方に対しましては、資格確認書を交付することとなりますので、それを医療機関受診時に提示していただくこととなります。

また、マイナ保険証を保有されている方に対しましては、簡易に御自身の資格内容を確認いただけるよう、新規に資格を取得したときや自己負担額の負担割合の変更の際に、資格情報のお知らせという通知を交付させていただくこととなります。

次に資料の4ページを御覧ください。保険証の廃止に伴う現行の保険証の使用に関する経過措置ですが、廃止以前に発行された保険証につきましては、保険証廃止後1年間有効とみなすとともに、それにより先に有効期限が到来する場合は、その期限まで有効とすることとなっております。

本市の国民健康保険、それから後期高齢者医療制度におきましては、保険証の有効期間を8月1日から翌年7月31日までとしておりますことから、本年8月に一斉更新をさせていただきました保険証は令和7年7月31日までは今までと同様に利用いただくことができます。

なお、国民健康保険の場合、令和6年8月以降に70歳になられる方や、転居や氏名変更などで保険証の記載内容が変わる方につきましては、有効期限が令和7年7月31日より以前となります。

続きまして、資料5ページを御覧ください。令和6年12月2日以降、新規に保険資格を取得されるなどの場合、マイナンバーカードをお持ちかどうかで対応が変わってまいります。マイナンバーカードをお持ちの場合だと、健康保険証の利用登録を行っているかどうかで発行するものも異なります。

マイナンバーカードをお持ちで、健康保険証の利用登録をお済の方、つまりマイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせというものを交付させていただきます。

マイナンバーカードをお持ちでも健康保険証の利用登録を行っていない方、マイナンバーカードをお持ちでない方につきましては、当分の間、私ども職権で、申請なしで、資格確認書というものを交付させていただきます。

続きまして、資料6ページを御覧ください。資格確認書、資格情報のお知らせの様式等の記載内容を載せておりますが、別紙1・2に資格確認書と資格情報のお知らせの様式をつけさせていただいておりますので、参考に御覧いただければ

ばと思います。

まず、6 ページ目の資格確認書、表左側に記載してございますが、これは三重県下の国民健康保険では様式を統一する予定でございますので、現行の健康保険証と同じサイズ、内容も同じということになりまして、有効期限を 1 年とさせていただきます予定でございます。

次に、表の右側の資格情報のお知らせにつきましては、こちらはこの様式にもございますが A4 サイズの様式となりまして、保険資格に変更がない限り、1 回きりの交付となっております。

続きまして資料 7 ページ目を御覧ください。今後の国保の予定となりますけれども、保険証の廃止以降、新規に国保資格を取得された方については、資格情報のお知らせまたは資格確認書を交付させていただきます。また、令和 7 年 8 月 1 日の一斉更新に向けまして、令和 7 年 7 月中に資格情報のお知らせ、または資格確認書を発行させていただきます。

8 ページ目を御覧ください。四角が 3 つありますが、この 3 つ目の四角でございますけれども、介護者等の第三者が要介護者に同行して、資格確認を補助する必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難な場合があると思いますが、こういった場合には、マイナ保険証を持っていたとしても資格確認書を交付できるとされております。

来年の 7 月 31 日まではこの現行の保険証、マイナ保険証、それから資格確認書といった資格を確認する上で必要な書類が複数存在することになってまいります。医療機関を受診いただく際、あるいは施設などで御管理いただく際にも様々なお手数をお掛けすることがあると思いますが、必要に応じて周知・説明なども丁寧にさせていただきたいと思っております。

御不明な点がございましたら、お問い合わせいただければと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。説明は以上でございます。

【事務局（山中）】

議事(2) 報告事項については以上でございます。議長お願いいたします。

【会長・議長（藤原）】

報告事項について事務局から説明いただきました。身元保証に関する研究会やガイドラインについて、事務局から説明がありましたが、病院部会の磯村委員の方で把握している病院部会の動きなどがありますか。

【委員（磯村）】

今回追加資料として、追加資料 2、3 を病院部会の方から出ささせていただいております。

今年度に入ってから病院部会の方で検討を始めたばかりということで、今回のガイドラインの作成に間に合うようなものではないですが、ただ急いでやっていかなければいけないと思うので、資料を出させていただいております。

身寄りのない方の入院というのは、医療だけではなく、社会生活全般において幅広く、かつ長期的な支援を必要としています。

ガイドライン自体は権利擁護に関する情報など丁寧に落とし込まれていると思っておりますが、やはりそれだけではカバーできない部分を、新しい仕組みや取組で補っていくことが必要だと思います。病院部会からは、その提案としてこれらの資料を付けさせていただいております。

詳細は会議後に資料を見ていただければと思いますが、中身としましては、支援内容が本来のソーシャルワーカーとしての業務を超えていることや、公的な支援制度の利用開始までに数ヶ月を要すること、そもそも認知機能に問題がなく、権利擁護の制度の対象外になるというケースがかなりの割合で存在していることがわかってきました。

そういった支援が必要な方が、退院後にも引き続き同じような支援を受けることができなくなるということを理由に、医療機関での治療が終了しても生活面の支援を完了させるまでは退院することができないといった現状があります。

居住の権利が阻害されたり、あとは生活の質の低下を招いたり、という患者様個人の問題にとどまらず、緊急入院の病室確保に支障が出たり、医療費の無駄遣いであったり、といった鈴鹿市全体の問題にも繋がっていると考えています。

家族との繋がりが途絶えている方の数というのは、これから間違いなく増えていきます。中でも低所得の方というのは、医療機関にかかることがどうしても遅れます。その結果、生涯にわたって病気と付き合っていかなければいけないような状況に陥りやすく、元の生活に戻るといったことが困難になります。

少しでも早い社会生活の再建のために、病院にいても、施設にいても、自宅にいても、どこにいたとしても継続した支援を受けることができるようなサポート体制の構築が急務ということを考えて、この資料を出させていただきました。

【会長・議長（藤原）】

いざというときに頼れる人がいないという状況であった場合どうするのか、病院に入院される場合、施設に入所される場合に具体的にどういう対応しているのか、これらのことを少しずつでも進めていかなければならないわけです。国の方もいくつかモデル事業もやりかけているので、鈴鹿市においてももう少し考えていくべき時期なのかなと思います。

【副会長（藤田）】

ガイドラインの方は、ある程度これで出来上がりかと思いますが、今後も見直しを行っていくかたちでよろしいですかね。

病院部会の方からしっかりした資料を出してもらっていますが、病院部会の

方とも少しお話ししたところ、思った以上に未収金がないケースがあるとのことでした。漠然と未収金の発生を恐れて施設の方も入所を断るケースがあるみたいですが、回収できている方も多いということなので、御検討いただければと思います。

それからやはり難しいと思いますが、成年後見等の申し立てのハードルが高い部分や、時間がかかるという部分を行政の方で見直しができないのかなと思います。MSWの負担がすごく大きいと思うので、このガイドラインだけでは解決できない問題をカバーできるような仕組みを今後作ってもらえればと思います。

【会長・議長（藤原）】

老人福祉施設協会の伊藤さんは何か御意見ありますか。

【委員（伊藤健司）】

私どものような施設につきましては、退院後の生活の場になっていくというところですが、それぞれの法人によって考え方が違う現状がございます。

老人福祉施設協会といたしましては、社会福祉法人たる団体として、統一見解を持って、ある程度のラインというものを統一しながら対応していくということを今後早急に取り組んでいくべきだと思っています。

そのあたりは特に未収云々という以前の問題で、それぞれの施設、法人によって格差が出てくることは非常に危険なことです。協会としてもしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

【会長・議長（藤原）】

ありがとうございました。

高齢者のごみ出し問題について、鈴鹿市長に意見書を提出させていただいた件ですが、私と副会長の藤田先生が出向きまして、鈴鹿市長とお話させていただきましたところ、鈴鹿市長もぜひ実現したいという旨のお話がありました。

藤田先生からは何かありますでしょうか。

【副会長（藤田）】

鈴鹿市長からも戸別収集に関しては前向きに取り組むという話がありまして、すでに環境部には指示が出ていて、色々と段取りはしてもらっているようです。

今後どういうかたちになるかは決まってないですが、他市町の実施状況もあるため、恐らく戸別収集は始まるのではないかと思います。

ただ、全員が利用できるわけではなく、介護度等の条件がついてくることや、一部有償になることは考えられます。前向きには考えてもらっているようですので、ヘルパーさんが一番喜ばれるのではないかと思います。

(3) 協議事項

① 災害時要援護者の避難先での対応について

【会長・議長（藤原）】

それでは、引き続き会議を進めます。議事(3)番 協議事項 に移ります。
議題について、事務局より説明願います。

【事務局（永田）】

災害時における避難支援に関し、個別避難計画の概要について説明させていただきます。

最初に資料4を確認させていただきたいと思います。「災害時の避難に備え、「個別避難計画」を作成しましょう」という見出しのA3サイズの資料になります。

そちらの資料に挟んである、右上に「登録申出書①（表面）記入例」という両面刷りの資料、「登録申出書②記入例」という資料、こちら3つの資料を使って説明をさせていただきたいと思います。

A3サイズの資料の1ページ目、個別避難計画の作成を行う経緯について、「1 災害時要援護者台帳が「個別避難計画」に替わります」を御覧ください。

近年の地震や風水害において、高齢者や障がい者等が犠牲となっている割合は、依然として高い状況がございます。こうした状況を踏まえまして、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、災害時に避難等の支援を必要とする方、避難行動要支援者と言いますが、避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。

鈴鹿市では一人暮らしの高齢者や障がい者等が災害時等に地域から支援を受けるため、災害時要援護者台帳の整備をこれまで進めてまいりましたが、災害時要援護者台帳に代わって避難場所や避難経路等の情報を新たに追加しました個別避難計画の作成を今年度から進めております。

次に、その下の「2 避難行動要支援者とは」についてですが、高齢者や障がい者等のうち、災害時に避難等の支援を必要とする方で、希望により名簿に登録される方、例えば70歳以上の一人暮らしの方などになりますが、そういった方と、自動的に名簿に登録される方、こちらにつきましては要介護3以上の方などがおりますが、そういった方々が全体としてみえます。施設入所者につきましては、登録ができないものとなっております。

避難行動要支援者のうち、個別避難計画の作成と避難支援等関係者、こちらは民生委員・児童委員の皆様や自治会長の皆様などを指しますが、そういった方々への登録情報の提供に事前に同意された方について、個別避難計画を作成していただくということになります。

次に、A3の資料の2ページに移りまして、「3 個別避難計画とは」ですが、避難行動要支援者一人ひとりに合わせて、災害時に「誰が支援して」、「どこに避難するか」、「避難するときにどのような配慮が必要になるか」などを記載した計画となっております。

個別避難計画の作成・登録には、登録申出書の提出が必要になります。

個別避難計画の作成により、市に登録される情報につきましては、登録申出書①と、②の記入例を使って説明させていただきます。

最初に「登録申出書①（表面）記入例」を御覧ください。こちらには、真ん中の辺りに登録者に関する情報という記入欄がございまして、その下に世帯の状況等を記入いただく欄がございます。これらの情報が登録される情報になってまいります。

次に、裏面の「登録申出書①（裏面）記入例」を御覧ください。こちらは上から順に緊急連絡先と避難支援等実施者を登録できるようになっております。この避難支援等実施者というのは、隣・近所の方など、災害時の避難のときに声かけをしていただき、避難所への誘導などの支援をしていただくような方を登録していただく欄になっております。

次にその下、かかりつけの病院・診療所の情報、避難時の携行品、こちらは普段使用されている薬や、介護医療資材を書き添えていただくようになっています。さらにその下、避難所に必要な配慮につきましては、身体の状態、例えばおむつが必要な方、知人・家族の顔がわからないような認知症の方とわかるように登録しておけるような内容になっております。登録の申請書①での登録できる情報については以上になります。

次に「登録申出書②記入例」を御覧ください。こちらにつきましても真ん中辺りの欄を御覧いただきたいのですが、避難の方法という欄がございまして、風水害のときと津波、主に地震のときの避難場所、避難方法、避難経路に関する情報について登録をしていただけるようになっています。

次にA3のチラシ2ページの3番に戻りまして、個別避難計画を作成登録していただき、あらかじめ避難方法等を決めておくことで、本人や家族を含めた防災意識、対応力、こちらは「自助」という言い方をしますが、「自助」を高めていただくとともに、避難支援等関係者と登録情報を共有することで、普段の見守りや災害が発生したときの手助けなど、地域の助け合いの力、こちらは災害対策においては「共助」という言い方をしますが、「共助」を高めることも目的としております。

次に、避難行動要支援者の支援イメージについて説明いたします。図の中の左上の①につきまして、市において避難行動要支援者名簿の作成を行います。その右横の②として、市から避難行動要支援者に対して、登録情報の提供への同意確認を行います。

こちらにつきましては、もう一度「登録申出書①（表面）記入例」を御覧いただきたいと思います。こちらの一番上の登録という欄の右横に、同意確認の内容が書いてありまして、3行目の「また」からですが、「災害の発生に備え、登録した情報を避難支援等関係者（自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等）へ提供することに同意します」というような内容の記載がございまして、署名いただいて、これをもって同意確認をすることとなります。

A3の資料のイメージ図に戻りまして、③番の内容としまして、今申し上げたような登録情報の提供への同意の意思表示をしていただき、登録申出書の提出を市の方へ行っていただきます。

次に、鈴鹿市の下の方の矢印の横ですが、④番として、同意を得られた方の登録情報を市から地域の避難支援等関係者、民生委員・児童委員の皆様や自治会長の皆

様に提供します。こちらの内容につきましては毎年鈴鹿市においては4月下旬に、民生委員・児童委員の皆様と地域包括支援センターに名簿情報を、今まで台帳情報という言い方をしましたが、今後は個別避難計画の情報を提供させていただくということになります。自治会長の皆様には、名簿情報をそれぞれファイルに綴じて、紙媒体での提供ということになります。そういった内容がこの④番の内容になっております。

次に⑤番として、避難支援等関係者及び隣・近所の方など、避難支援等実施者が協力しながら、避難行動要支援者の平常時・災害時の支援を行っていただくというような仕組みでございます。

災害時における避難支援に関して、個別避難計画の概要の説明は以上になります。

【会長・議長（藤原）】

はい、事務局から説明いただきましたので、このことについて、委員の皆様から御意見・御質問をいただければと思います。

【委員（寺田）】

説明いただいたA3資料の2ページにある支援イメージについて、市から名簿等を作成して、その情報が来るというところはいいいですが、避難支援等関係者と避難支援等実施者、右上の避難行動要支援者、このトライアングルのところで、民生委員・児童委員、自治会へある程度の説明をしないと難しいと思います。

避難支援等実施者、いわゆる御近所の方に対して、避難支援等関係者が協力しようよといって、本当にこれができるのかなとも思います。

また、各々が避難行動要支援者に向けて、平常時・災害時の支援、特にこの平常時の支援は、かなり努力をして皆さんに周知しないと、このシステムはなかなかうまく行かないのではないかと思います、いかがでしょう。

【事務局（永田）】

御意見ありがとうございます。

おっしゃられるように、実際の理想的な支援体制ということを考えますと、まだまだ課題はあると思っております。

今のお話の中で、例えば平常時に関しましては、現状見守り活動という部分で民生委員の皆様には、この避難行動要支援者名簿や個別避難計画以外の部分でも支援をいただいていると思っております。

災害時の支援に関しましては、避難支援等実施者、隣・近所の方などによる支援が、一番に考えられる支援内容になっておりまして、まずその地域での助け合いということを考える上では、隣・近所の方が支援してもらうような体制づくりをできる限り整えたいと考えております。

名簿を配布させていただいております民生委員の皆様や、自治会長の皆様につきましては、安否確認という部分で特に関わっていただく部分が出てくると考えております。

そういう部分では、まず避難支援等実施者が何か災害が起こったときに第一に動く方になろうかと思いますし、それにプラスして名簿を持っていいただいて

いる自治会長の皆様等には、全体的な安否確認に御協力をいただくように考えております。

【委員（寺田）】

民生委員等の見守り対象者ということで、災害時要援護者台帳の登録者が約1万人と記憶しておりますが、要介護の方や障がいの方を含めて、そこに一挙に6,000人プラスというかたちになってくるとなると、これは、見守り対象者プラスで考えていくべきなのか、別物と考えていくのかが非常に悩ましいところですが、その辺はいかがでしょうか。

【事務局（永田）】

A3の資料の1ページ目で自動的に名簿に登録される方について簡単に触れましたが、要介護3以上の方や、身体障害者手帳1・2級をお持ちの方など、自動的に登録される方につきましては、今後の市の考えとして、ケアマネジャーさんや障がいの施設、事業所の方を含めた登録の仕組みをつくっていきたいと考えております。民生委員の皆様にもそういったすべての見守りの協力をお願いするものではありませんので、その辺は切り分けて考えていただけたらと思います。

【委員（寺田）】

分かりました。よろしくお願いいたします。

それから、本日の会議には防災危機管理課がいらっしゃっていますが、3密の問題もあって、避難所のキャパシティが大体半分ぐらいで発表されますよね。例えば、一ノ宮小学校の体育館であれば、460人だったのがコロナ禍以降230人になったということを聞いております。

また、要介護の方や障がいの方が一旦そういう避難所に行って、そこで福祉避難所に行けるかどうかを確認するのでしょうか、ハザードマップなどを見ると、あちらこちらに福祉避難所は出てくるのですが、収容のキャパシティは足りるのでしょうか。

【事務局（伊藤克哉）】

まず、コロナ禍での避難所の収容想定人数について、1人あたりの生活スペースが2平米だったものが4平米に換算させていただいている件につきましては、コロナが2類から5類に変わったことに合わせて、また2平米換算に戻っております。

鈴鹿市の津波避難で想定する避難者数が、大体1万2,000人と想定されている中で、鈴鹿市の避難所の浸水区域外にある避難所の総数では、その何倍かぐらいでキャパシティがありますので、確かに最寄りの避難所ということでは混雑することが想定されますけれども、多少移動できる方は移動していただくということで、鈴鹿市全体としてのキャパシティは確保できているという状態でございます。

続いて2点目、福祉避難所のキャパシティですが、鈴鹿市の地域防災計画の資料編に病床数は掲載しておりますけれども、その病床数が足りるかという観点で申し上げますと、充足十分ではないと思います。

一応それを補完するかたちで機能する避難所として、大規模災害時には 30 の公民館とふれあいセンターの合計 31 施設が活用されます。一般の方の避難所は小・中学校の体育館、これが 41 施設ありまして、ここが一応基幹収容避難所ということで長期避難を想定しておりますが、そちらの長期避難が困難な方は、公民館に移っていただくことになります。

能登の方でもありましたが、ある一定以上身体にハンディキャップがある場合は、広域避難、2 次避難ということも考慮には入れる必要があるとは思っています。

【委員（寺田）】

福祉避難所はキャパシティ不足になる可能性はあるけれど、その機能を公民館に当て込んで、二次的な避難所にするという理解でよろしいですか。

【事務局（伊藤克哉）】

はい。

【委員（伊藤健司）】

寺田委員から色々とお話をいただいた中で、我々鈴鹿地区老人福祉施設協会でも、毎年福祉避難所の開設準備訓練を開催しておりましたが、コロナ禍でしばらく止まってしまい、防災危機管理課と長寿社会課の皆様に御協力をいただいて、ようやく昨年度から数年ぶりに再開をさせていただきました。

ただ、私どもの老人福祉施設協会としては、主体がやはり特別養護老人ホーム、ショートステイということで、普段そこに入居して生活されている方が、キャパシティとしてはたくさん取られているので、我々がいつも福祉避難所の開設準備訓練を行う会場は、どうしてもデイサービスの休みの日にデイサービスセンターのエリアでしか取れないということを考えていくと、もしそういった災害が起こっても、入所のエリアで対応することは非常に難しいと思われるので、福祉避難所を開設したとしても、併設しているデイサービスのエリアぐらいしか使えないのかなというのが、開設訓練を実施している中での感想になります。

私ども高齢者施設だけではなく、それ以外に障がい者施設関係もこのような福祉避難所の立ち上げ、開設準備訓練などを実施しているのでしょうか。

【事務局（伊藤克哉）】

福祉避難所の設置・運営訓練につきましては、私どもの方で把握できておりません。

福祉避難所の設立に係るマニュアルに関しては、まだマニュアルができてないところもございまして、鈴鹿市社会福祉協議会様を中心にお話をさせていただいているところでございます。

【委員（伊藤健司）】

私たちが介護保険法の中で、鈴鹿亀山地区広域連合様に協力いただきながら作成している、BCP 計画という事業継続計画にこういった福祉避難所の開設もあわせて記載しておりますので、ぜひ障がい分野の方でも同じようなかたちで御

指導いただければ非常にありがたいと思います。

【会長・議長（藤原）】

ほかに御意見ある方はいますか。

【委員（渥美）】

先ほどから出ております、この個別避難に関してということで、デイサービスの方でもここ数ヶ月で、ケアマネジャーさんからデイサービスでの避難計画が欲しいという問い合わせが、すごく増えてきているように感じます。

こちらは施設ごとの BCP 計画になるのですが、今後は鈴鹿市から、個別避難計画の情報がケアマネジャーさん、そして施設の方に降りてくるようなかたちになるという認識でよろしいでしょうか。

また、デイサービスの方でも利用中に災害が起きたときは、最寄りの避難所等に避難することとしていますが、先ほどの寺田委員のお話のように、デイサービスから最寄りの避難所に避難して、実際受け入れてもらえるのか不安であるといった声が出ております。

【事務局（永田）】

1 点目に御質問いただきました、今後の個別避難計画の作成に関するお話ですが、現在考えている内容としては、ケアマネ事業所さんに個別避難計画の作成支援を行っていただきたいと考えておりまして、その内容についてはこれから相談させていただく予定です。

現状としまして、個別避難計画の情報については、居宅介護支援事業所、ケアマネの事業所さんの方には作成支援にあたっていて、その内容を確認いただくような状況になってくる予定でございます。

【委員（渥美）】

事業所ごとにこれだけ細かくデータを持っている事業所もないかもしれませんので、今後鈴鹿市とケアマネジャーさん、デイサービスで、最低限これだけの必要情報を共有できることはかなり心強いと感じます。

【事務局（永田）】

BCP の関係で、施設ごと、事業者ごとに同じような災害時の登録情報を作成しているところもあれば、まだ作成に至ってないところもあるかと思いますが、今後個別避難計画を作成していく中で、そういった情報共有の在り方についても考えていきたいなと思います。

【会長・議長（藤原）】

そういうことで、この問題について実際動き始めたら、また別の問題が出てくるかもしれませんので、来年度も継続審議ということにしながら、この問題をさらに深めて、より良いものにしていく必要があると思います。

一応皆さんの同意をいただいて、持ち越したいと思いますがよろしいでしょうか。

・・・異議なし・・・

【委員（渥美）】

1つ追加の意見ですが、先ほどの個別避難計画について、バイタルリンクで共有してもらえると、他部会も含めて連携スピードが早まるかなという意見も出ております。

【事務局（中上）】

バイタルリンクへの共有とは、個別避難計画を、ということでしょうか。

今の計画では、多職種への情報共有は考えておらず、地域の民生委員さんや自治会長さん、地域包括支援センターへの情報共有を行うことを考えております。

【委員（飯田）】

ヘルパー訪問中に被災した場合、目の前の要支援の方とヘルパーがともにその避難経路で避難することになると思いますので、この情報を事前に知っていないと避難のお手伝いもできないと思います。

【事務局（永田）】

先ほど同意確認の欄について説明をさせていただいたかと思いますが、こちらに記載されているような自治会や民生委員の皆様には、平常時からの情報共有を可能にする、それについて同意確認も得るというような手続きになっています。

それとは別で、災害時における情報の共有の在り方は、少し別のお話になってきますので、災害時においては災害対策基本法上のお話にもなってきますが、命の確保、安全の確保という部分で、必要な範囲で情報共有をすることは可能と思います。

つまり、事前にヘルパーの事業者さんに共有ができるかっていうと、今の制度としてはできないような仕組みになっております。

【会長・議長（藤原）】

その辺も含めて、継続審議にしたらどうかと私は思います。

一応協議事項については以上になりますが、本日の報告事項及び協議事項について、全体を通して御意見や御質問がある方は発言をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

【委員（林）】

マイナ保険証について、資料3で詳しく丁寧に説明いただきましたが、この資料がとても分かりやすいので、歯科医師全員に配りたいくらいです。

話題になっているこのマイナ保険証について、私の医院でもありますが顔認証カードリーダーに何度顔を映しても認証されないことがあります。

その患者さんに詳しく聞くと、病気をして体重が10kg減少してしまい、カードの顔と同一であると認識できないということがありました。

それから、恐らくパナソニック製の顔認証カードリーダーによくあるみたいですが、太陽光等の光が入ってくると画面が反射して、顔が認識されないということもあります。

また、同姓同名による誤紐づけやカードリーダーの誤認識が、実際の現場では多々ありますので、この資料3で説明いただいた資格確認書、資格情報のお知らせをしっかりと送っていただきたいと思います。

これは、鈴鹿市から送っていただけるのか、それとも国から送っていただけるのか、教えてください。

【事務局（高崎）】

先ほどおっしゃっていただいた資格確認書、資格情報のお知らせは、各保険者から送付されますので、国民健康保険であれば、保険年金課の方からになります。

【委員（林）】

結局マイナ保険証がそういうかたちであんまり使えない場合は、この紙媒体のものが大変重要になってきますので、完全廃止になる約1年後までには、行政の方から滞りなく、確実に被保険者のもとに送っていただけると助かります。

また、この資料3を後ほどメールで送っていただいて、歯科医師会等で配付できたらと思いますので、よろしくお願いします。

【事務局（中上）】

少し戻りますが、身元保証がない方の入院・入所に係るガイドラインについては、これで一応確定とさせていただきまして、会議のコアメンバーで作成してきた経緯もございますし、今後もこの会議に付随する研究会で検証していくこともございますので、鈴鹿市と鈴鹿市高齢者施策推進協議会の連名で、公開をしてまいりたいと考えておりますけれども、よろしいでしょうか。

・・・異議なし・・・

【会長・議長（藤原）】

はい、それでは、以上をもちましてすべての議事が終了しましたので、事務局に会議の進行をお返ししたいと思います。

・・・議事終了・・・